

I-9 けんりようご 権利擁護

ひょうだい さーびす きぼうしゃおよ りようしゃ けんりようごせいど
【表題】サービスの希望者及び利用者の権利擁護制度

けつろん
【結論】

○ しょうがいしゃそうごうふくしほう けんりようご さーびす きぼう
障害者総合福祉法における権利擁護とは、サービスを希望し、または
りよう しょうがいしゃ せいかつりょういき きょたく ぐるーぷほーむ にゅうしょ
利用する障害者のそれぞれの生活領域（居宅、グループホーム、入所
しせつ せいかつ にっちゅうかつどう しゅうろう ば ばめん せいしんびょういん
施設などにおける生活、日中活動や就労の場など）や場面（精神病院
からの退院促進を含む地域移行）において、本人が孤立してかかえる
くじょう さべつてき とりあつか ぎゃくたい た じんけんしんがい しょうがいしゃそうごう
苦情や差別的な取扱い、虐待その他の人権侵害から、障害者総合
ふくしほう もくてき りねん けんり ようご しんがい けんり きゅうさい
福祉法の目的と理念にかかげる権利を擁護し、侵害された権利の救済を
はか ほんにん えんぱわめんと かに
図ることによって、本人がエンパワメントしていく過程をいう。

○ じょうき けんりようご さーびす きぼう りよう しょうがいしゃ しんせい
上記の権利擁護は、サービスを希望する、または利用する障害者の申請
から相談支援、支給決定、サービス利用、不服申立てのすべてにわたる
ぶろせす たいおう
プロセスに対応する。

○ くに じょうき しょうがいしゃそうごうふくしほう けんりようご じつげん
国は、上記の障害者総合福祉法における権利擁護を実現するための
たいせいせいび おこな さべつてきと あつか ぎゃくたい かんけい ほう
体制整備を行うとともに、差別的取り扱いや虐待などの関係する法
せいど じゅうなん こうかてき れんけいきょうりよく はか
制度との柔軟で効果的な連携協力を図るものとする。

せつめい
【説明】

げんざい けんりようご そうだんしえん かん しえん つつみきょう しゆたい しえん
現在、権利擁護と相談支援に関しては、支援を提供する主体や支援の
ないよう かなら ちが そうごかんけいまた やくわりぶんたん ふか
内容において、必ずしも、それらの違いや相互関係又は役割分担など深
まいった議論がなされているとは言い難い面もある。

しかしながら、そうだんしえん ないよう いちぶ べっこ もんだい
相談支援の内容の一部として、もしくは別個の問題とし
て「権利擁護」が独自の分野として、その必要性が強く語られてきたことも
けんりようご どりじ ぶんや ひつようせい つよ かつた
また明白である。

そこで、ほんこっかくていげん しょうがいしゃそうごうふくしほう けんりようご
そこで、本骨格提言においても、障害者総合福祉法における権利擁護

の意義を盛り込み、かつまた、他の法律における権利擁護との関係等について、触れることにしたものである。

【表題】 第三者の訪問による権利擁護（オンブズパーソン）制度

【結論】

○ 国は、都道府県ないし政令指定都市単位で、障害者のそれぞれの生活領域（居宅、グループホーム、入所施設などにおける生活、日中活動や就労の場など）や場面（精神病院からの退院促進を含む地域移行）において、障害者の求めに応じ、障害者本人を含む権利擁護サポート等の第三者が訪問面会を行う権利擁護のための体制整備を行うものとする。

※「入院中の精神障害者の権利擁護」、「障害児の施設入所と権利擁護」については、Ⅲを参照。

【説明】

入院・入所者、グループホーム、就労の場や自宅で暮らす障害者などへの権利擁護制度の創設は、障害者がその場で安心安全な生活を送るうえでも、施設等からその生活を地域に移行するうえでも重要である。

周知のように施設や自宅等における虐待など、障害者に対する人権侵害事例が後を絶たず、これを防止することは喫緊の課題である。今般成立した虐待防止法はこれに有効に対処するべきものであるが、虐待発生後の対策に重点があり、必ずしも事前の防止という観点からの具体策は用意されていない。そこで、事前の防止対策を講じることが求められるが、なかでも日頃から施設や自宅等に第三者の目が届くようにすることが事前の防止策として有効である。

そのような観点からみると、施設での権利侵害等に対しても、独自の調査と改善を求める機関として機能しているオンブズパーソン制度（元々スウェーデンで始まった行政に対する苦情処理と監察を行う第三者機関制度）を、障害者総合福祉法において、障害者本人の側に立って権利侵害の調査や改善を行うことを目的とする「第三者の訪問による権利擁護（オンブズパーソン）制度」として創設する必要がある。

また、地域移行プログラムによる地域移行支援は、障害者の意思とその決定を確認し、それを実現するためのものであり、入所者・入院者、グループホーム等の居住者が自らがどのような生活を選ぶのか、本人の意思を基本として支援するものである。地域移行と定着の過程で、本人の意思を無視したり、支援側のプランを押し付けたりしないよう、入院・入所者、グループホーム等の居住者に対しては権利擁護サポーターなどが配置されるのも有効で、そのサポーターを当事者が担うこともあり得る。

【表題】権利擁護と虐待防止

【結論】

○ 障害者総合福祉法においては、サービスを提供する事業者の責務として、虐待や人権侵害をしてはならないことを明記するとともに、事業者が虐待の発生を未然に防止し、発生した虐待を早期に発見し、侵害された権利を回復するための体制を整備する責務を明記すべきである。

○ 虐待が発生した場合には、サービスを提供する事業者やその関係者などは早期の発見と通報を行い、都道府県の権利擁護センターや市町村の虐待防止センターなどと連携協力しなければならない。

○ 都道府県及び市町村は、事業者による虐待防止体制の構築に関して、職員研修、情報の提供、財政等の支援を行うものとする。

だいさんしゃ ほうもん けんりようご ぎゃくたいぼうしほう さんしやう
※ 第三者の訪問による権利擁護と虐待防止法については、Ⅲを参照。

せつめい
【説明】

げんこう しょうがいしゃじりつしえんほう しちやうそん せきむ しょうがいしゃとう たい
現行の障害者自立支援法の「市町村の責務」では、障害者等に対す
る虐待の防止と早期発見、そのための関係機関と連絡調整を行うことな
どが明記されている。しょうがいしゃそうごうふくしほう ことぎやうしゃ せきむおよ
市町村と都道府県の責務として、虐待の防止と早期発見、権利擁護のため
の必要な援助を行う効果的な仕組みをつくることをより明確にする必要
がある

ひやうだい さーびす かん くじやうかいけつ さぼーと
【表題】サービスに関する苦情解決のためのサポート

けつろん
【結論】

○ しょうがいしゃそうごうふくしほう ていきやう さーびす かん くじやう かいけつ
障害者総合福祉法で提供されるサービスに関して苦情を解決する
ためには、①よそかた そうだんしえん さぼーと きかん ふた ひつやう
寄り添い型の相談支援、②サポート機関、の二つが必要で
ある。

○ よそかた そうだんしえん くじやう かたち もんだいか いぜん だんかい
寄り添い型の相談支援とは、苦情という形で問題化する以前の段階
での相談であり、しょうがいしゃほんにん かんけいしゃ はなし ていねい き
障害者本人とその関係者からの話を丁寧に聞きと
る事前相談を基本とする支援をいう。相談支援機関には、とくにほんにん
いこう そ しえん やくわり もとむ
意向に沿った支援をする役割が求められる。

○ さぼーと きかん ほんにん さーびす たい くじやう ばあい ほんにん
サポート機関とは、本人がサービスに対する苦情をかかえた場合、本人
がわ た けんりようご かんてん くじやうかいけつ む たいおう
の側に立って、権利擁護の観点から苦情解決に向けて対応する
さぼーと きかん そうだんきかん ふく せつち ひつやう
サポート機関（相談機関も含む）であり、これを設置することが必要であ
る。

くじやうかいけつ きかん しゃかいふくしほう さんしやう
※ 苦情解決機関（社会福祉法）については、Ⅲを参照。

せつめい
【説明】

くじょうかいけつ さいびす かん くじょう かたち
苦情解決においては、そもそも、サービスに関する苦情という形で
もんだいか いぜん だんかい しょうがいしゃほんにん かんけいしゃ
問題化する以前の段階において、障害者本人とその関係者からじっ
くはなし ちょうしゅ じぜんそうだん せりき そう かた そうだんしえん しゅくみ ひつよう
くり話を聴取する事前相談や寄り添い型の相談支援の仕組みが必要で
ある。

じょうき まん うえ かいぜん じっさい おこし
上記を満たした上で、それでも改善されない、あるいは実際に起こっ
てしまった苦情については、実態として権利を保障するための苦情解決
む そうだん ふく さぽーと きかん ひつよう さぽーと きかん
に向けた相談を含むサポート機関が必要である。このサポート機関におい
ては、自身の意向を伝えるににくい障害者に関しては、第三者が本人の意向
とり しえん しゅくみ ひつよう
をくみ取る支援の仕組みが必要である。

ひょうだい もにたりんぐきかん
【表題】モニタリング機関

もにたりんぐきかん さんしょう
※モニタリング機関については、Ⅲを参照。

ひょうだい けんりようご さべつきんし
【表題】権利擁護と差別禁止

けんりようご さべつきんし さんしょう
※権利擁護と差別禁止については、Ⅲを参照。